

Ⅳ 高齢者のための主な福祉施策

本章では、令和6年度において県介護保険課、地域包括支援課が実施する「高齢者のための主な福祉施策」を、奈良県 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画（令和6年3月策定）に定める施策体系（P22～23）ごとに整理し、掲載しています。

◇ 多様な介護サービス等の充実

1. 老人福祉施設整備事業

0千円

（債務負担行為 394,500千円）

【介護保険課】

事業の目的

奈良県介護保険事業支援計画に基づき、計画的な特別養護老人ホーム等の整備を進める。

事業の実施主体

社会福祉法人等

事業内容

特別養護老人ホーム等を整備する社会福祉法人等に対し、その施設整備に要する経費の一部を補助する。

整備床数	整備年度	予算額
特養 150床 併設ショート 30床	R6～R7	債務負担行為 394,500千円

補助率：定額（特養本体 2,400千円/床（新設と増設に限る）
併設ショートステイ 1,150千円/床）

2. 地域密着型サービス施設等整備促進事業

1,200,000千円

【介護保険課】

事業の目的

介護を必要とする高齢者、単身世帯の高齢者、認知症の高齢者及び、病床機能分化により退院される高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするために、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

事業内容

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型施設等の創設や増設の際に要する経費（工事費等）に対する支援

(2) 介護施設等の開設準備経費等支援事業

特別養護老人ホームや地域密着型施設等の開設時に要する開設準備経費（備品等の購入、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集、開設のための普及啓発、その他事業の立ち上げに必要な経費）に対する支援

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化のための改修に要する経費（工事費等）に対する支援

- (4) 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援事業**
 既存の特別養護老人ホーム多床室の入居者のプライバシーを保護するための改修（間仕切りや壁等の設置）に要する経費（工事費等）に対する支援
- (5) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業**
 介護施設等を1施設創設することを条件に、広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化整備に要する経費（工事費等）に対する支援
- (6) 介護施設等における看取り環境整備推進事業**
 介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備に要する経費に対する支援
- (7) 共生型サービス事業所の整備推進事業**
 共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費に対する支援
- (8) 介護職員の宿舎施設整備事業**
 介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎整備に要する経費（工事費等）に対する支援
- (9) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業**
 介護施設等において、大規模修繕を実施する際に、介護ロボット導入支援事業及びICT導入支援事業において対象となっている機器等の導入に要する経費に対する支援
- (10) 定期借地権設定のための一時金支援事業**
 特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）に対する支援
- (11) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業**
 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う際に要する経費（工事費等）に対する支援

3. 軽費老人ホーム運営費助成事業

552,358千円

【介護保険課】

事業の目的

老人福祉法第20条の6に規定されている軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供することを目的とする施設である。

その施設運営に要する費用のうち、利用者から徴収すべき利用料※（サービス提供費）の一部を県が助成することにより、利用者負担の軽減を図るとともに、施設運営の安定を図る。

※利用料とは、サービス提供費、生活費、居住費、その他の利用料
 （個人の利用に属する光熱水費等）

減免対象はサービス提供費のみ

サービス提供費	－	施設職員の人件費等
生活費	－	食費等
居住費	－	家賃相当分
その他の利用料	－	個人の利用に属する光熱水費等

事業の実施主体

社会福祉法人等

事業内容

施設が軽費老人ホームの利用者から徴収すべき利用料のうち、減免した額を県が助成する。

① 対象施設、対象者数

	施設数	対象者見込数
軽費老人ホームA型	4施設	200人/月 (のべ 2,400人)
ケアハウス	19施設	718人/月 (のべ 8,616人)
合計	23施設	918人/月 (のべ 11,016人)

② 負担区分 県10/10

4. 高齢者施設等の防災・減災対策等整備促進事業

63,000千円

【介護保険課】

事業の目的

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラーの設置、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修などの対策を講じる際に要する経費について「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用した財政支援を行うことにより、高齢者施設等利用者の安全を確保することを目的とする。

事業内容

高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策にかかる整備に要する経費（工事費等）に対する支援

◇ 在宅医療サービスの充実

5. 在宅医療・介護連携推進事業

6,000千円

【地域包括支援課】

事業の目的

市町村が「入退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面におけるPDCAを踏まえた在宅医療・介護連携推進を図るため、関係課・保健所等と連携し、有識者アドバイザーの助言を得ながら、各市町村における在宅医療・介護連携推進に関する協議の場の立ち上げ及び効果的な運用に向けた支援を行う。

事業内容

(1) 市町村への伴走型支援

市町村での在宅医療・介護連携推進に関する協議の場の立ち上げや効果的な運用に向けた相談支援を実施する。

(2) 市町村や関係者向け研修会の開催

県内外の先進的な取組（ノウハウや効果等）の横展開等、協議の場の立ち上げや効果的な運用のための情報提供や研修を開催する。

(3) 在宅医療・介護に関するデータ分析・活用の支援

市町村及び地域の関係者が地域の現状把握・課題抽出を行う際に役立つよう、県内市町村の在宅医療・介護に関する情報のデータを集約する。

6. ICTを活用した地域リハビリテーション推進事業 **1,700千円** 【地域包括支援課】

事業の目的

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むためには、市町村がリハビリテーション専門職等と連携し、自立支援・重度化防止の視点を地域に普及させる仕組みづくりが必要になる。専門職の派遣が難しい南和地域の市町村において、ICTの活用により専門職から助言等を受けられる仕組みづくりを行う。

事業内容

南和広域医療企業団との専門職派遣体制を構築し、南和地域の市町村を対象としたICT活用支援を実施

◇ 生活支援サービスの充実

7. 生活支援コーディネーター活動充実事業 **6,179千円** 【地域包括支援課】

事業の目的

地域包括ケアシステムの深化・推進にむけ、市町村が実施する生活支援体制整備事業の促進・充実を推進する

事業内容

(1) 生活支援コーディネーターフォローアップ事業

・市町村における総合事業や資源開発等のキーパーソンとなる生活支援コーディネーターの資質向上のためのフォローアップ研修を実施。

(2) 生活支援コーディネーター活動充実研修会

・生活支援コーディネーター等の活動を充実するために必要な情報の提供・共有を図る研修会を開催する。

(3) 生活支援体制整備促進事業

・市町村での地域資源の有効な活用に関して、事例の調査とそれをまとめた事例集を作成・横展開を図る。また、市町村や生活支援コーディネーターに対し伴走支援を行い、地域の生活支援体制の推進を促進する。

8. 南和地域における地域ケアカンファレンス支援モデル事業 **1,574千円** 【地域包括支援課】

事業の目的

南和地域に適した複雑化・複合化した課題の解決に向けた広域相談支援体制の構築を市町村とともに進めるため、地域ケアカンファレンス支援チームが南和地域の市町村における困難事案等について、市町村とともに解決を目指して活動する。

事業内容

- 困難案件のカンファレンス開催等への支援
- 関係機関や専門職との関係構築
- 事例収集と地域課題の分析等

9. 地域包括ケアモデルプロジェクト推進事業

524千円

【地域包括支援課】

事業の目的

地域の実情に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保され高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる「地域包括ケアシステムの深化・推進」を促進する。

事業内容

- 関係部局等と連携し、市町村の広域支援を実施
- 二次医療圏域で開催されている地域包括支援センター連絡会の運営支援

10. 高齢者虐待防止支援事業

653千円

【地域包括支援課】

事業の目的

高齢者虐待を防止するため、市町村及び地域包括支援センター等の職員を対象とする研修並びに介護施設等の職員を対象とする研修を実施する。

事業内容

(1) 高齢者虐待防止研修

- 目的…施設において適切な職場研修を実施する人材、また従業員のストレスケアに向けての取組を先導する人材の育成
- 対象…主に各施設において指導的立場にある介護職員
- 内容…高齢者虐待に関する知識と法の趣旨等についての講義・演習

(2) 高齢者虐待対応研修

- 目的…虐待対応の各段階における正しい対応方法の習得
- 対象…主に市町村及び地域包括支援センターなどで、養護者による虐待の対応にあたる職員
- 内容…高齢者虐待対応に関する知識や対応プロセスについての講義・演習

◇ 認知症施策の推進

11. 認知症の人が安心して共生できる地域づくり推進事業

8,300千円

【地域包括支援課】

事業の目的

認知症の人を含めた県民一人一人がその個性と能力を發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進する。

事業内容

- 認知症の正しい知識の住民・職域向け普及啓発
地域の事業者等への「認知症サポーター養成講座」への実施とともに、地域住民へ認知症の正しい知識の普及啓発を図る。
また、チームオレンジ・コーディネーター研修等によりチームオレンジの立ち上げ・運営事例の横展開による支援を行う。

12. 若年性認知症サポートセンター運営事業

9,340千円

【地域包括支援課】

事業の目的

若年性認知症の人が就労の継続や社会参加をしながら、生きがいを持って住み慣れ

た地域で暮らし続けられるよう、若年性認知症サポートセンターを設置し、地域包括支援センター等と連携した相談支援体制を整備する。

また、関係機関とのネットワークを構築するとともに、若年性認知症の正しい理解に向けた啓発に取り組む。

事業内容

(1) 若年性認知症サポートセンター設置・運営事業

若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担うコーディネーターを配置し、就労・経済的支援、福祉サービス、健康・医療福祉、権利擁護に関すること等の総合的な支援や、関係者とのネットワーク構築を図る。

- 若年性認知症支援コーディネーター配置による本人・家族への相談支援
- 若年性認知症にかかる普及啓発
- 関係機関とのネットワーク構築（ネットワーク連絡会の開催）

(2) 若年性認知症自立支援ネットワーク構築事業

地域や関係機関との連携を図り、若年性認知症の正しい知識の普及、早期発見・診断、介護家族支援等の推進に向けた取組を検討する。

- 若年性認知症自立支援ネットワーク会議の開催
- 若年性認知症支援者向け研修会

(3) 若年性認知症ピアサポート体制構築事業

若年性認知症支援コーディネーターを配置し、関係機関・団体等に対して、仕組みづくりに関する調整やピアサポートの普及啓発を実施。

- 若年性認知症の当事者によるピアサポートを実施

13. 認知症家族介護支援事業

900千円

【地域包括支援課】

事業の目的

認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症の理解の普及や家族に対する支援等を行うとともに、地域の実情に応じた認知症予防や地域における見守り・支援の普及を図る。

事業内容

- 奈良県認知症高齢者家族相談支援事業（電話相談、交流会等）
- 家族のための奈良認知症介護教室
認知症の介護家族に対する正しい知識・技術の提供、意識醸成のプログラムを実施

14. 認知症初期集中支援等強化事業

488千円

【地域包括支援課】

事業の目的

認知症総合支援事業の定着と促進を目的に、実施主体である市町村や認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員に対して、事業目的の意識付けを継続的に行い、課題や先進事例等の情報を共有する取組、支援内容のノウハウ強化を図る研修を実施する。

事業内容

認知症の人の容態変化に応じた効果的な支援が行われる体制の構築に向けて、認知症の早期診断・早期対応を担う「認知症初期集中支援チーム」のチーム員及び実施主体の市町村を対象にフォローアップ研修を実施する。

15. 成年後見制度利用促進事業

4, 099千円

【地域包括支援課】

事業の目的

今後さらなる認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者がその判断能力に応じて必要なサービスを受けながら地域で生活していくためには、成年後見制度の利用促進や後見人の養成・活動支援、関係機関等の相互連携の推進が重要であるため、市町村長申立への実務的支援、人材育成、制度の普及活動に加え、市町村の中核機関設置に向けた支援を行い、成年後見の利用促進と利用後のサポート体制の充実を推進する。

事業内容

- 成年後見推進専門員（コーディネーター）の配置及び相談窓口の設置
専門員を配置し、市町村・地域包括支援センターなどの相談支援機関への助言や、円滑な成年後見制度運用のために必要な情報の提供及び体制整備に係る相談・支援を実施。
- 成年後見制度の基盤整備支援や担い手の養成に向けた取り組み
法人後見制度を受任する者や団体、市民後見人の養成研修・フォローアップ研修を実施
- 成年後見に関わる各種機関等との情報共有・相互連携の強化
各支援機関、専門員、専門家チームの連携促進のため企画調整会議を開催、法人後見受任団体連絡会の開催
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく計画策定に向けた市町村支援
市町村・社会福祉協議会への巡回支援・意見交換会
- 中核機関の広域設置等に関する検討会の開催
市町村、市町村社協、県、県社協の実務者レベルの職員をコアメンバーとして、市町村における実態把握、課題検討、先行事例の研究等を行う。

16. 認知症介護専門職支援事業

4, 166千円

【地域包括支援課】

事業の目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的な知識と専門的な技術を修得させること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させることにより、認知症介護の専門職員の養成及び資質向上をねらい、認知症高齢者に対する介護サービスの体制充実を図ることを目的とする。

事業内容

(1) 認知症介護実践者等養成研修事業

認知症介護に携わり一定の要件等を満たした者を対象に、認知症の早期発見・診断や医療と連携した適切なケアが提供されるよう、認知症介護に関する専門性の向上に向け、以下の研修を実施する。

- ① 認知症介護実践者研修
介護従事者の認知症介護の理念・実践的な知識及び技術の修得
- ② 認知症介護実践リーダー研修
実践者研修修了者の効果的・効率的なチームケアができる指導者としての養成
- ③ 認知症介護実践リーダー・フォローアップ研修
認知症介護実践リーダー研修修了者のより質の高いチームケアの指導者の養成

(2) 認知症対応型サービス事業者養成研修事業

認知症対応型サービス事業所及び小規模多機能型サービス事業所における人員配置基準を満たすために必要な以下の研修を実施する。

- ④ 認知症対応型サービス事業管理者研修
地域密着型サービス事業所の管理者になる者の管理・運営の知識・技術の修得

- ⑤ 認知症対応型サービス事業開設者研修
小規模多機能型居宅介護・グループホーム代表者の認知症介護の知識・運営知識の修得
 - ⑥ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者になる者の小規模多機能型居宅介護事業計画作成の知識・技術の修得
- (①②④⑤⑥は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)・「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成27年5月13日老発0513第9号厚生労働省老健局長通知)に基づく地域医療介護総合確保基金の事業対象となる介護保険サービス等事業所の運営基準に関わる研修)

(3) 認知症介護基礎研修事業

認知症介護に携わる者を対象に、業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供力を向上させるための研修を実施。

17. 認知症介護指導者養成事業

3,196千円

【地域包括支援課】

事業の目的

認知症高齢者のケアにあたる者を対象とした認知症介護実践者研修等の修了者を増やし、質の高いケアを提供するために、研修の講師となる認知症介護指導者を計画的に養成し、研修の実施体制の充実を目指し、県域における認知症ケアの向上を図る。

併せて、認知症介護指導者養成研修受講者が所属する法人・事業所に対し、研修受講期間中の代替職員雇い上げにかかる費用を補助し、派遣元の負担軽減を図る。

事業内容

(1) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護指導者養成研修修了者を対象に、認知症介護にかかる最新の専門知識の修得及び介護指導者としての技術向上等を図るための研修を、認知症介護研究・研修大府センターに委託して実施。

② 認知症介護指導者連絡会

認知症介護指導者の県内における活動方針の検討や、認知症介護指導者フォローアップ研修の伝達等、最新情報の共有及び資質向上を図るための連絡会を県で設置・運営する。

(2) 認知症介護指導者養成研修

認知症介護実践者研修等の講師となる認知症介護指導者の養成と確保による研修体制の一層の充実を図るため、認知症介護指導者の養成研修を、認知症介護研究・研修大府センターに委託して実施。

(3) 認知症介護指導者養成に係る負担軽減事業

認知症介護指導者養成研修受講者が所属する法人・事業所に対し、研修期間の代替職員の雇い上げにかかる費用を補助し、派遣元の負担軽減を図る。

18. 認知症にかかる医療体制の充実強化事業

3,700千円

【地域包括支援課】

事業の目的

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、早期の認知症の鑑別診断が行われ、速やかに、容態に応じた適切な医療・介護が受けられる体制が必要となることから、身近なかかりつけ医が認知症に対する対応力を高め、必要に応じて適切に専門医療機関と連携を図れることを目的とする。

また、早期対応を軸に、医療従事者等関係者の認知症に対する対応力を高め、認知症の行動・心理症状（BPSD）や身体合併症がみられても、病院や施設で適切な対応がなされるよう、研修事業を拡充し、認知症の本人や家族への支援体制を強化する。

事業内容

（１）かかりつけ医認知症対応力向上研修

かかりつけ医の認知症対応力を向上し、早期診断・治療・支援につなげられるよう研修を実施する。

（２）認知症サポート医養成研修

かかりつけ医等への助言・支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を拡充する。

（３）認知症サポート医フォローアップ研修

認知症サポート医を対象に、認知症の診断・治療・ケア・連携等に関する最新の知識を修得するための研修を実施する。

（４）病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

病院勤務の医師、看護師等、幅広く医療従事者を対象に認知症にかかる基礎的知識、医療と介護の連携、認知症ケアの原則等について修得するための研修を実施する。

（５）歯科医師認知症対応力向上研修

歯科医師の認知症対応力を向上し、早期診断・治療・支援につなげられるとともにその後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理指導ができるよう研修を実施する。

（６）薬剤師認知症対応力向上研修

薬剤師の認知症対応力を向上し、早期診断・治療・支援につなげられるとともにその後も認知症の人に応じた服薬指導等ができるよう研修を実施する。

（７）看護職員認知症対応力研修

病棟等のリーダー的役割を担っている病院勤務の看護職員を対象に、認知症の行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等の適切な対応や退院時のつなぎ等、認知症の人への対応力を高めるため、3日間程度の研修を実施する。

（８）病院勤務以外の看護師等認知症対応力研修

高齢者と日頃から接することが多い、病院勤務以外（診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等）の看護師、歯科衛生士等を対象に、地域における認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とし、研修を実施する。

◇ 介護予防の充実

19. ならシニア元気フェスタ開催事業

4,682千円

【地域包括支援課】

事業の目的

超高齢社会の到来を迎え、高齢者が健やかでイキイキと暮らし続ける健康寿命日本一の奈良県をめざして高齢者のスポーツ活動及び文化活動の推進強化を図るため、高齢者のスポーツ・文化活動の「励み」「発表の場」となるスポーツ文化交流大会「ならシニア元気フェスタ」を開催する。

【 補助先：奈良県社会福祉協議会 】

事業内容

競技種目及び開催場所

競技種目	場所
弓道 グラウンド・ゴルフ ソフトバレーボール マラソン ウォークラリー	樫原公苑
囲碁 将棋 健康マージャン 太極拳	社会福祉総合センター
卓球	ジェイテクトアリーナ奈良
サッカー	フットボールセンター
水泳、テニス	まほろば健康パーク
還暦野球、ペタンク	樫原運動公園
ゲートボール	三宅町健民運動場
バウンドテニス	樫原市曾我川緑地体育館
スポーツウエルネス吹矢	桜井市芝運動公園総合体育館
ソフトボール	大和高田市総合公園
剣道	樫原市中央体育館
ターゲットバードゴルフ	九条スポーツセンター

※樫原公苑にて体力測定も実施

20. 長寿社会推進事業(社協事業費)

9,438千円

【地域包括支援課】

事業の目的

高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、活力ある長寿社会の実現に資するため、奈良県社会福祉協議会が行う事業に対して補助する。

事業内容

(1) 高齢者生きがいづくり健康づくり普及啓発事業

①情報誌「すこやか・なら」の発行

【内 容】 高齢者の生きがいや健康づくりに資する事業やイベントの紹介、高齢者の活動事例や地域情報を提供する。

【発行部数】 1回8,000部(年3回、計24,000部)

【配布先】 市町村、単位老人クラブ、公民館、シニアリーダー・グループ 等

(2) 高齢者生きがいづくり健康づくり推進事業

①高齢者美術展

【種 目】 日本画、洋画、書、工芸(手芸)、写真

【開催期間】 令和6年8月31日(土)～9月4日(水)

【会 場】 大和高田市文化会館(さざんかホール)

②全国健康福祉祭派遣事業

【目 的】 第36回全国健康福祉祭とっとり大会に選手団を派遣する。

【派遣時期】 令和6年10月19日(土)～10月22日(火)

【派遣選手数】 119人(予定)

(3) 「すこやか長寿センター」 管理運営等経費

21. 元気シニア養成・生きがい人材バンク支援事業

1,530千円

【地域包括支援課】

事業の目的

高齢者が健康で明るく生きがいを持って地域で生活できるよう、サークル活動やボランティア活動など、高齢者が社会参加できる場の創出・維持する人材として育成すると共に、希望に合った活動の場を提供することで、高齢者の生きがいづくりと同時に、高齢者が孤立することなく人とつながり、社会との関わりを持ち続けられる環境づくりを推進する。

事業内容

(1) セカンドライフセミナーの実施

定年でリタイアしたシニア層や、子育てから解放された若年シニア層を主な対象とし、社会参加の重要性を周知するとともに、セカンドライフの楽しみ方を提案する。

(2) 人材養成講座の実施

シニアリーダー養成コース、若年シニアリーダーを養成し、新サークルの結成につなげる。

22. 県老人クラブ連合会活動推進事業

6,188千円

【地域包括支援課】

事業の目的

奈良県老人クラブ連合会の諸活動を推進することにより、老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者自身による生きがいと健康づくり、支え合う地域づくりの推進等の多様な社会活動を促進し、活力ある長寿社会づくりを行う。

そのため、奈良県老人クラブ連合会が行う事業に対して補助する。

事業内容

(1) 老人クラブ等活動推進員設置費補助金

高齢者の社会参加の促進、単位老人クラブ並びに郡市町村老人クラブ連合会育成指導を図るため推進員2名（事務局長、事務員）分の人件費を補助する。

(2) 県老連健康づくりニューリーダー養成事業

高齢者の健康づくり等を推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するため、県老連に対し必要経費について補助する。

[概要]

○受講生は、各市町村老人クラブ連合会会長より推薦を受けた者(定員60名)

○受講期間は5日間。講座修了後は地域の介護予防・健康づくりリーダー、県老連・市町村老連が実施する各種事業の活動リーダーとして養成する。

(3) ねたきりゼロ運動普及事業

各種スポーツ大会を実施し、健康づくり、介護予防活動の一層の普及・促進を図る。
(グラウンド・ゴルフ、ペタンク、ゴルフ、ゲートボール、健康マージャン、パークゴルフ)

(4) 老人クラブ指導者研修事業

介護予防や健康づくりに関わる先駆的取組事例を収集・普及啓発及び、関係機関や団体等との連携を強化するための「老人クラブ指導者研修会」を開催する。

(5) ニュースポーツ講師派遣事業

市町村老人クラブ連合会や奈良県警やその他の団体と連携し、遠くに出かけることのできない高齢者が、気軽に参加できる出前講座・出前講習会等を開催し健康増進、安全安心な暮らしづくりの推進を図る。

(6) eスポーツ普及事業

eスポーツの場所を提供し、将来的に市町村・単位クラブレベルでの継続的な活動実施につながるようサポートを行うことにより、脳の活性化や認知機能の低下の予防、世代を超えて他人と繋がる機会が増え、高齢者の健康維持を図る。

23. 市町村老人クラブ活動支援事業

22, 545千円

【地域包括支援課】

事業の目的

適正老人クラブ(会員数おおむね30人以上)が行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動に助成するとともに、市町村老人クラブ連合会が行う、老人クラブ等と連携した啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業、催し物、研修などの各種事業に補助することにより、明るい長寿社会の実現の推進を図る。【補助先：市町村】

事業内容

- (1) 適正老人クラブの活動に対して、市町村が補助する場合に当該経費に対して補助する。
- (2) 市町村老人クラブ連合会が行う調査研究事業、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業、催し物、研修などの各種事業に対して、市町村が補助する場合に当該経費に対して補助する。
※介護保険制度の改正へ対応するため、平成26年度より、各種事業に対する補助のうち、「地域支え合い事業」の中に重点枠を設け、地域での高齢者同士の支え合いにつながる事業へ重点的に配分を行っている。

○ 補助率 2/3 (国 1/3、県 1/3)

24. 老人福祉功労者等表彰事業

162千円

【地域包括支援課】

事業の目的

高齢社会の進展にともない、多年にわたり高齢者福祉の向上に寄与された個人及び団体の中で、その功績が特に顕著であると認められる者の活動に報いるとともに、今後の高齢者福祉の推進に寄与することを目的に表彰を行う。

事業内容

表彰式典	奈良県知事表彰
	・老人福祉功労者表彰
	・老人福祉施設功労者表彰
	・優良老人クラブ表彰
会場	奈良公園バスターミナル レクチャーホール
開催日	令和6年9月6日(金)

25. 敬老事業

1, 865千円

【地域包括支援課】

事業の目的

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、長寿を祝うとともに、高齢者福祉についての理解と関心を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的に敬老事業を行う。

事業内容

(1) 新百歳高齢者への祝品の贈呈

- 事業概要：令和6年度に新たに百歳を迎える高齢者に対して、祝品を贈呈し、長寿に対する祝意を表す。
- 対象者数：569人(推計)

(2) 男女最高齢者への祝品の贈呈

- 事業概要：県内の男女最高齢者に対して祝品を贈呈し、長寿に対する祝意を表す。

○対象者数：男女最高齢者2人

26. 「介護の日」啓発活動事業 **508千円**
【地域包括支援課】

事業の目的

平成20年度に11月11日が「介護の日」と定められたことに伴い、介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護を行っている家族等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進するための啓発活動を実施する。

事業の内容

「介護の日」啓発活動事業

27. 市町村地域マネジメント推進事業 **2,372千円**
【地域包括支援課】

事業の目的

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）等については、地域特性に基づく課題把握と分析を行い、計画的に整備を進めながらその進捗を評価していく地域マネジメントが重要である。

このため、総合事業の充実に関するノウハウを持つアドバイザーによる研修会等を実施することで、市町村が地域マネジメントに取り組めるよう支援する。

事業内容

総合事業の充実に向け、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス及びその他の生活支援サービスを推進するための課題を明らかにし、具体的な方策に取り組めるよう、総合事業の充実等に関するノウハウを有するアドバイザーによる研修・現地支援等を行う。

28. 地域づくりによる介護予防普及展開事業 **896千円**
【地域包括支援課】

事業の目的

自立支援・重度化防止に向けて、高齢者の社会参加や生きがいづくりによる健康寿命の延伸、歩いて通える身近な地域での住民同士の繋がりの強化、自然な見守りや助け合いといった生活支援の活動への発展など、支え合い活動のある魅力的な地域づくりを目指す。

事業内容

「住民が歩いて通える範囲に主体的に集まり週1～2回体操やレクリエーションを実施する『住民運営の通いの場』の立ち上げや、リハビリ等専門職との連携などによる効果的な実施にむけての個別相談、現地支援、研修会等を実施する。

29. 地域ケア会議推進事業 **1,215千円**
【地域包括支援課】

事業の目的

高齢者の自立支援と介護予防の充実のため、地域ケア会議に多様な専門職が参画する体制の構築を目指すとともに、他事業と連動した地域課題の検討等、地域ケア会議の機能充実を図る。

事業内容

市町村における自立支援型地域ケア会議や地域課題検討の推進・充実に向けた研修

や専門職団体と協働による市町村支援を実施する。

30. 地域包括支援センター職員研修

1,899千円

【地域包括支援課】

事業の目的

自立支援の視点を持った地域包括支援センターの職員の育成支援を実施する。

事業内容

地域包括支援センターの役割と業務内容、地域づくりや専門職との連携、機能強化等についての職員向け研修会を実施する。

◇ 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進

31. 介護人材確保対策推進補助事業

107,700千円

【地域包括支援課】

事業の目的

高齢化の進展により介護保険制度の安定運営に不可欠な介護人材の需要増が見込まれているが、第9期介護保険事業支援計画の中で行った将来推計によると、2026年には約5,000人の介護人材が不足するとの見通しが示されている。

このため、医療介護総合確保推進法に基づき平成26年12月に設置した奈良県地域医療介護総合確保基金を活用し、市町村及び民間等が行う介護人材の質及び量の確保に向けた取組を支援する。

事業内容

(1) 参入促進

- ・地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の魅力発信
- ・介護未経験者に対する研修支援

(2) 資質の向上

- ・介護人材キャリアアップ研修支援
- ・潜在介護福祉士の再就業促進
- ・各種研修に係る代替要員の確保 等

(3) 労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員に対するエルダー、メンター（新人指導担当者）制度等導入のための研修
- ・管理者等に対する雇用管理改善方策の普及（雇用管理改善の説明会）
- ・介護ロボット導入支援 等

32. 介護職員初任者研修支援事業

12,000千円

【地域包括支援課】

事業の目的

高齢化の進展により介護保険制度の安定運営に不可欠な介護人材の需要増が見込まれているが、第9期介護保険事業支援計画の中で行った将来推計によると、2026年には約5,000人の介護人材が不足するとの見通しが示されている。

このため、医療介護総合確保推進法に基づき平成26年12月に設置した奈良県地域医療介護総合確保基金を活用し、初任者の資質の向上の観点から、市町村や民間団体等が行う取組を支援し、介護従事者の確保対策を推進する。

事業内容

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービスを提供する担い手となるよう、介護職員初任者研修受講に要する経費に対し助成する。

【補助対象者】 市町村・指定研修機関

【助成条件】

- ① 地方公共団体が、資格取得後 1 年以内の者に対して管内の指定事業所に一定期間就業したことを条件に助成する場合
 - ② 県内の指定研修機関が、県内の指定事業所に所属する職員（介護関係の資格等を有しない者）に対して資格を取得したことを条件に受講料を減免する場合
- 【補助対象経費】 介護職員初任者研修受講料
【助成額】 50,000 円以内（一人あたり）
【助成人数】 240 名
【積算根拠】 @50 千円×240 人＝12,000 千円

33. 介護職員等によるたん吸引等実施支援事業

4,724千円

【地域包括支援課】

事業の目的

介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等による喀痰吸引等の医療的ケアの実施が、当該ケアを必要とする利用者等に対し安全かつ確実に提供できる体制を整備し、在宅療養環境等の充実を図る。

事業内容

(1) 研修実施委員会

研修実施計画を策定し、研修講師や研修教材等の選定を行う。

(2) 喀痰吸引等指導者の養成

第 3 号研修（特定の者対象）の基本研修及び実地研修の指導を行う看護師等（医師、看護師、助産師、保健師）に対し、所定のマニュアル及び DVD による研修（自己学習）を行い、修了確認書を交付する。

(3) 喀痰吸引等を行う介護職員等の養成

第 3 号研修（特定の者対象）

- ① 基本研修・・・講義 8 h＋筆記試験＋演習
- ② 実地研修・・・指導看護師の下、特定の者の居宅等で実施

(4) 認定特定行為業務従事者認定事業

喀痰吸引等研修修了者及び同等以上の知識及び技能を有する者へ認定証を交付。

(5) 事業者登録事業

喀痰吸引等を行う事業者を登録する。

(6) 研修機関登録事業

喀痰吸引等研修を行う研修機関を登録する。

◇ 介護保険制度の適正な運営

34. 介護給付費負担金等

17,845,816千円

【介護保険課】

(1) 介護給付費の負担（事業費：17,841,267 千円）

事業の目的

介護保険法第 1 2 3 条に基づき、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付に要する費用の 100 分の 17.5 及びその他の居宅等給付に要する費用の 100 分の 12.5 に相当する額を負担する。

標準給付費の内訳	第2号保険料	第1号保険料	市町村負担金	県負担金	調整交付金	国負担金
施設等給付				17.5%		15%
居宅等給付	27%	23%	12.5%	12.5%	5%	20%

(2) 財政安定化基金の積み立て (事業費:4,548千円)

事業内容

介護保険法第147条に基づき、市町村の介護保険財政の安定化を図り、市町村の一般会計からの繰り入れを回避できるよう、通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の貸付・交付を行うため設置した財政安定化基金への運用益等を積み立てる。

*** 平成21年度(第4期計画期間)より、拠出率は0%。**

内訳

◎基金積立金	0千円
◎基金運用益	4,548千円
◎基金償還金	0千円

35. 低所得者介護保険料軽減強化負担金 495,010千円

【介護保険課】

事業の目的

高齢化の進展に伴う介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中、低所得者の負担を軽減し、制度を持続可能なものにするため、これまでの軽減とは別枠で公費による介護保険料の負担軽減強化が図られることとなった。

【制度概要】

保険者である市町村が一般会計から介護保険特別会計に低所得者（市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者：介護保険料新標準9段階における第1段階～第3段階の第1号被保険者）の介護保険料の負担軽減強化に要する費用を繰り入れる。その繰入額について、1/4を県が負担し、1/2を国が、1/4を市町村が負担する。

事業内容

介護保険料の標準段階（標準13段階）における第1段階～第3段階の第1号被保険者に対する介護保険料について、公費による負担軽減強化が図られる。公費投入分のうち、1/4を県から各市町村へ負担金として交付する。

36. 低所得利用者負担額減免措置事業 3,135千円

【介護保険課】

事業の目的

低所得で特に生計困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより介護保険サービスの利用促進を図るものである。利用者負担の軽減を行った法人に対し費用の一部を助成する。

事業内容

社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業 (事業費:2,169 千円)

対 象 者	軽減率	対象事業所数
介護サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担の減免を行った場合に、当該社会福祉法人等が負担した費用の一部について助成を行う。(対象は特養、デイ、ショート、ヘルプ、小規模多機能、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護)	1 / 4	助成額対象事業所 227事業所

37. 保険者支援事業

2,048千円

【介護保険課】

(1) 介護保険審査会の運営 (事業費:1,221 千円)

事業の目的

保険者の行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行うため、奈良県介護保険審査会を運営する。

事業内容

奈良県介護保険審査会の開催

【審査会の構成】

委員数21名：被保険者代表3名、保険者代表3名、公益代表15名

(2) 保険者指導事業、小規模保険者等の指導、支援 (事業費: 394千円)

事業の目的

介護保険法第5条2項による保険者、国保連に対する必要な助言・指導と小規模市町村に対する広域的な取り組み等の推進及び助言・指導を行い、介護保険制度の円滑な施行を図る。

事業内容

- ① 保険者及び国保連への指導等
- ② 介護保険担当者の研修会の開催
- ③ 広域的事務処理の推進指導・支援
- ④ 介護保険財政の安定化推進等に係る指導・助言

(3) 介護保険事業支援計画等の推進事業 (事業費: 348千円)

事業の目的

第9期(R6～R8年度)における市町村介護保険事業計画及び奈良県介護保険事業支援計画の進捗状況の検証・分析をすることで、介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、圏域調整会議、市町村指導を通じて、第9期計画の着実な推進を図る。

事業内容

保険者への指導等

(4) 奈良県市町村介護保険制度推進協議会開催経費 (事業費: 85千円)

事業の目的

市町村介護保険事業計画及び奈良県介護保険事業支援計画の進捗状況を把握し、制度の円滑な実施を図るとともに、圏域調整会議、専門会議等を通じて、第8期計画の着実な推進を図る。

事業内容

- ① 奈良県市町村介護保険制度推進協議会の開催
- ② ブロック会議・担当者会議・作業部会の開催

38. 介護給付適正化推進事業

400千円

【介護保険課】

事業の目的

保険者が行う適正な介護給付を確認するためのケアプラン点検等を柱とした取組を支援し、戦略的取組を推進するもの。保険者が自らの取組を推進することによって、介護保険制度の信頼性を高め、給付費や保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を目指す。

事業内容

県内市町村の取組状況の確認、好事例の共有及びさらなる取組を推進するため、県内市町村給付適正化担当者との意見交換会を開催するとともに、市町村が国保連の介護給付適正化システムを活用して、給付実績を活用した適正化等の取組を強化するため、国保連と連携した合同研修会を開催するなどの支援を行う。

また、厚生労働省、近畿ブロック府県及び国保連の担当者研修会に参加する。

- ① 県内給付適正化会議の開催
給付適正化に向けた取り組み方法等を検討する会議を開催する。
- ② 介護給付適正化システム活用研修会の開催
市町村職員を対象に、国保連の介護給付適正化システム活用を図る。
- ③ 保険者への助言・指導の質の確保
保険者に対して給付適正化に繋がる効果的な助言・指導を行うため、先進的な事例を収集するとともに関連の研修に出席する等、担当者の質の確保及び知識の向上を図る。
先進的な事例を収集するとともに希望する保険者に対して個別に訪問指導を行う。
- ④ 全国都道府県会議への出席

39. 介護給付費適正化市町村支援事業

2,000千円

【介護保険課】

事業の目的

介護保険サービスの利用者は年々、増加し続け、介護給付費も更に増大することが見込まれている。必要な介護サービスを適正に提供し、介護保険制度を持続可能なものとしていくことは、国を上げての重要な課題であり、介護給付適正化の推進は「第9期奈良県介護保険事業支援計画」における重要な施策の一つとして位置づけられている。保険者である市町村の介護給付適正化の取組を支援し、奈良県における介護給付適正化を推進する。

事業内容

- ① ケアプラン点検支援、研修会の開催
介護給付適正化の効率的・効果的な手法としてケアプラン点検を指導するための研修会を開催する。
- ② 市町村に対する介護保険給付の状況データを提供しホームページで公表する。
市町村から提供された介護給付データ等を分析し、地域毎の課題について、市町村と共有し、介護給付適正化の取組を推進する。
- ③ 困難事例に対するスーパーバイザーの派遣
- ④ 近畿ブロック府県担当者研修会の開催
全国をブロックに分け、厚生労働省・国保中央会・都道府県・都道府県国保連が合同で実施する研修会幹事県としての対応を行う。

40. 国保連合会苦情処理体制支援事業

2,740千円

【介護保険課】

事業の目的

介護保険事業者のサービスの質の維持向上及び介護給付適正化のため、国保連合会が行う苦情処理業務に係る経費に対し、補助を行う。

事業内容

国保連合会苦情処理業務に係る経費に対し、補助をする。

41. 事業者支援事業等

3,469千円

【介護保険課】

事業の目的

介護サービス施設・事業所の指定、更新等の手続き、介護制度改正説明会・集団指導による事業者支援、市町村担当職員への介護保険制度等説明会、及び介護サービス情報の公表を通じて、適切な介護サービスの提供の促進を図る。

事業内容

(1) 事業者支援の強化

- ・事業者の知識向上とケアの質向上を図る。

(2) 市町村の支援

- ・日々の相談業務を通じて、保険者である市町村を支援する。

(3) 国保連合会伝送ネットワークの構築

- ・国保連合会とのネットワーク構築後、利用端末（クライアント）毎に発生するランニングコストについて、介護伝送NW分を負担する。

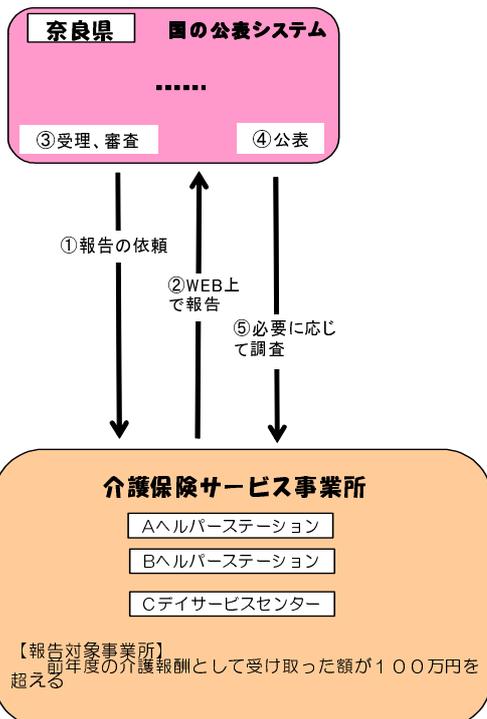
(4) 介護サービス情報の公表制度

(1) 背景

- 平成18年度より制度開始
- 平成24年4月に制度改正が行われる。
(主な見直し事項)
- 【①調査事務について】
毎年の調査廃止。都道府県で調査頻度を定めることが出来る。
- 【②公表システムサーバーの一元化】
県の管理から国の管理へ
- 【③費用負担】
公表、調査事務の見直しによる、運用手数料の見直し。

(見直し状況)

- ①国が設置し一元管理するサーバーを使用するため公表システムに係る経費は不要。
 - ②公表手数料を廃止。
 - ③公表事務の主体の変更。
奈良県社協 → 奈良県
- H24.10.1～ 新システムの運用開始
→奈良県で、公表事務実施の本格化。
H30.4.1～ 指針を見直し、調査手数料を廃止。
→平成31年度以降も引き続き事業を実施。



1 介護サービス情報公表事務

- 報告事業所（既存抽出分＋新規指定分）
R3 2,467件 R4見込 2,500件
- 公表対象事業所に報告の依頼
- 報告内容の受理、審査、公表
- 未報告事業所への督促

2 介護サービス情報の調査（指針）

- 次のいずれかに該当する場合は、必要に応じて実地に調査する。
 - 1 利用者等から、報告内容について事実と異なる旨の通報があったとき。
 - 2 県及び市町村が行う実地指導等において報告内容に虚偽が疑われるとき。
 - 3 その他、報告内容の調査が必要と認められるとき。

3 制度普及促進

- 新規指定事業所を対象とした制度説明会の毎月実施
- 市町村職員に対する制度の周知

4 その他

- 全国担当者会議 等への適宜出席

42. 介護保険事業支援計画推進事業

5,600千円

【介護保険課】

事業の目的

介護保険法第118条第1項において、都道府県は、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画を定めることとされており、令和6年度～令和8年度を1期とする「奈良県高齢者福祉計画及び第9期奈良県介護保険事業支援計画」を令和5年度に策定した。第9期計画における基本理念である「高齢者が健康で生きがいを持って活躍し続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指す」ために以下の事業を行う。

事業内容

(1) データ分析による要介護認定適正化事業

業務分析データや地域包括ケア「見える化」システム等を活用することで、客観的な状況を把握し、現状分析結果を基に研修会等を実施。

(2) 地域密着型施設等設置促進事業

地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護等）の誘致・展開を図るために必要なノウハウについて市町村を対象にセミナーを開催をする。

43. 認定調査員等研修事業

2,760千円

【介護保険課】

事業の目的

介護保険制度の円滑かつ着実な実施に向け、認定調査員、主治医、介護認定審査会事務局職員及び介護認定審査会委員が、要介護認定等における公平・公正かつ適切な認定調査及び審査判定を行うために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的として、研修を実施する。また、介護支援専門員、介護員等の資格管理業務を実施する。

事業内容

(1) 認定調査員研修事業

認定調査に従事する者が、要介護認定等における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に研修を実施。

(2) 主治医研修

医師が、要介護認定等における公平・公正かつ適切な主治医意見書の作成を行うために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に、研修を実施。

(3) 審査会委員研修事業

介護認定審査会委員が、要介護認定等における公平・公正かつ適切な審査判定を行うために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に、研修を実施。

(4) 審査会運営適正化研修

審査会事務局職員が、要介護認定等における公平・公正かつ適切な審査会の運営を行うために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に、研修を実施。

(5) 介護支援専門員等資格管理事業

介護支援専門員の更新や介護員養成研修事業者指定といった資格管理業務等を実施。

44. 地域支援事業交付金

1,058,000千円

【地域包括支援課】

事業の目的

要介護・要支援状態を予防するとともに、要介護状態となった場合にも可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、要支援者・基

本チェックリスト該当者等に対して生活支援・介護予防等の多様なサービスを提供するとともに、各市町村に設置された地域包括支援センターが中心となっていく地域の総合相談、権利擁護事業等を円滑に実施するため、事業費の一部を負担する。

事業内容

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業（要支援者・基本チェックリスト該当者・継続利用要介護者（一部事業）が対象）
訪問型サービス（訪問介護等）、通所型サービス（通所介護等）、生活支援サービス（配食等）、介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- ・ 一般介護予防事業（全ての高齢者が対象）
介護予防情報の提供、体操教室等の普及啓発等

(2) 包括的支援事業（全ての高齢者が対象）

地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備（コーディネーターの配置等）

(3) 任意事業（全ての高齢者が対象）

介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等

◆ 財源と事業費上限額

(1) 財源

- ① 介護予防事業・日常生活支援総合事業 -----公費 50% [国 25%・県及び市町村 12.5%]、保険料 50% [1号保険料 23%・2号保険料 27%]
- ② 包括的支援事業・任意事業-----公費 77% [国 38.5%・県及び市町村 19.25%]、1号保険料 23%

(2) 事業費上限額

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業-----「移行前年度の予防給付費（介護予防訪問介護・通所介護。以下同じ）と旧介護予防事業費額の合計額」×「75歳以上高齢者数の伸び率」－「当該年度の介護予防支援給付費」など
- ② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業-----「平成26年度介護給付費見込額の2%」×「65歳以上高齢者数の伸び率」など
- ③ 包括的支援事業（②を除く）-----次の4つの合計額
 - ・ 在宅医療・介護連携推進事業：1,058千円+3,761千円×地域包括支援センター数
 - ・ 生活支援体制整備事業：第1層8,000千円、第2層4,000千円×日常生活圏域数、就労的活動支援コーディネーターの配置8,000千円
 - ・ 認知症総合支援事業：認知症初期集中支援事業10,266千円、認知症地域支援・ケア向上事業11,302千円、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業4,529千円
 - ・ 地域ケア会議推進事業：1,272千円×地域包括支援センター数

45. 地域包括ケア推進基金運用事業

2,798千円

【地域包括支援課】

事業の目的

医療、介護、生活支援サービス等が一体的に提供され、高齢者が生きがいをもって住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築等を推進するため創設された「地域包括ケア推進基金」の運用を行う。

事業内容

「地域包括ケア推進基金」を運用し、運用益の積立てを行う。

(参考) 地域包括ケア推進基金について

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行によ

り、平成 24 年度にかぎり財政安定化基金の本来の目的に支障を来さないための必要な見込み額を残して取り崩し、拠出した市町村の介護保険料率の増加の抑制や、国、県において介護保険に関する事業に充てることが可能となったことから、取り崩した額のうち三分の一を国へ、三分の一を市町村へそれぞれ納付及び交付をするとともに、残りの三分の一は奈良県の介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるための事業を実施する財源として活用することとし、「地域包括ケア推進基金」を創設したもの。